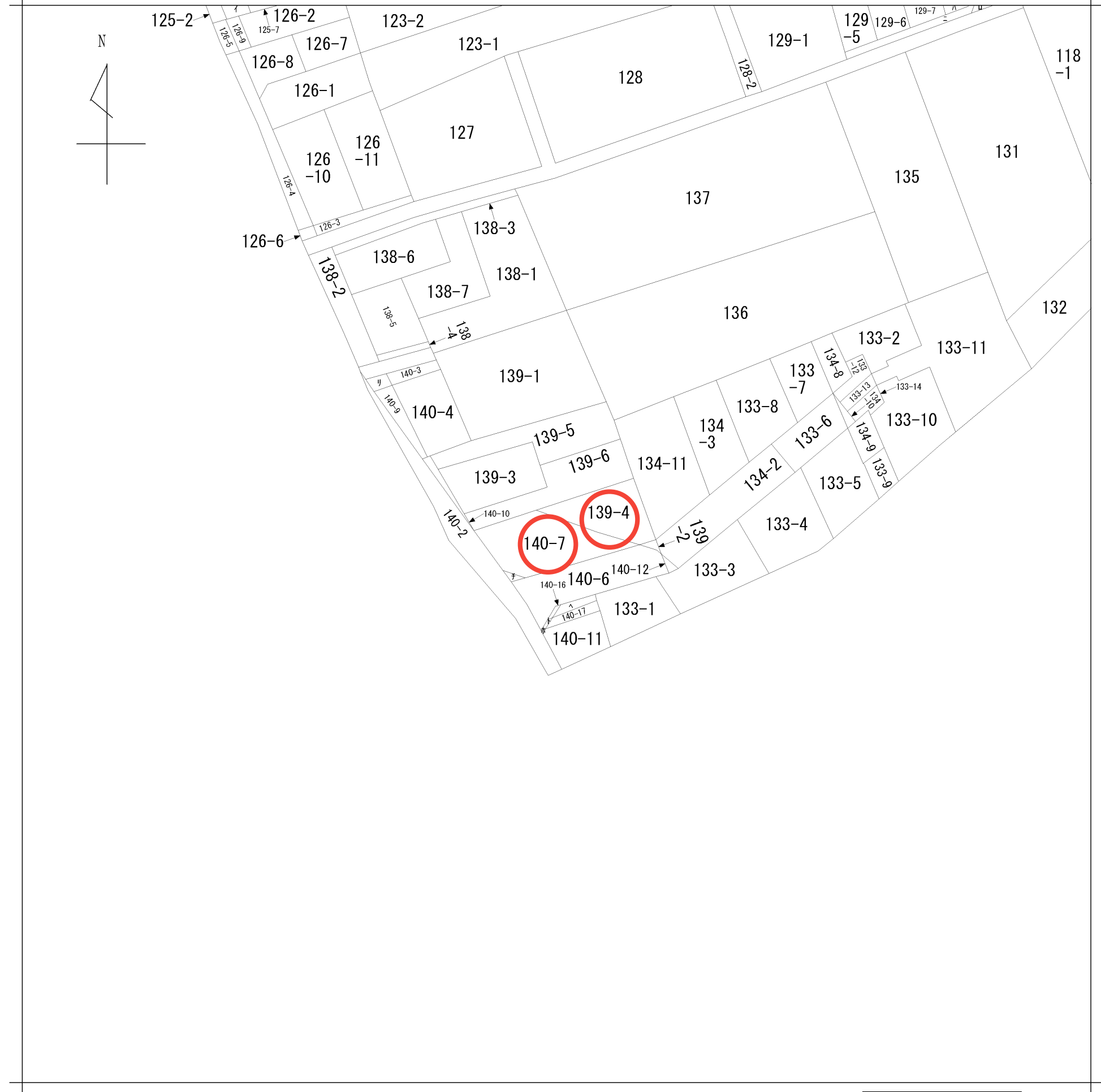




大字差間

請 求 部 分	所 在	川口市大字差間字立野橋前					地 番	140番7		
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座標系 番号又 は記号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年7月23日	不動産番号	0306000189720
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	川口市大字差間字立野橋前				余 白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
140番7	宅地	155:61		140番6から分筆 〔昭和45年6月24日〕	
余 白	余 白	余 白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記	
			:	平成10年7月23日	
余 白	余 白	153:77		③140番7、140番19に分筆	
			:	〔平成15年1月6日〕	

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年7月23日	不動産番号	0306000189713
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	川口市大字差間字立野橋前				余 白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
139番4	宅地	69:84		139番2から分筆 〔昭和45年6月24日〕	
余 白	余 白	余 白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年7月23日	
			:		
			:		

2026/09/29 12:05 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年7月23日	不動産番号	0306000189719
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	川口市大字差間字立野橋前				余 白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
140番6	畑		358 :	140番1から分筆	
			:	〔昭和44年12月8日〕	
余 白	宅地		358 : 99	②③昭和45年5月20日地目変更	
			:	〔昭和45年6月22日〕	
余 白	余 白		203 : 38	③140番6、140番7に分筆	
			:	〔昭和45年6月24日〕	
余 白	畑		203 :	②③昭和50年9月10日地目変更	
			:	〔昭和50年11月19日〕	
余 白	余 白	余 白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項	
			:	の規定により移記	
			:	平成10年7月23日	
余 白	雑種地	余 白	:	②年月日不詳地目変更	
			:	〔平成14年3月22日〕	
余 白	余 白		146 :	③140番6、140番14、140番15に	
			:	分筆	
			:	〔平成14年4月19日〕	
余 白	余 白		144 :	③140番6、140番16に分筆	
			:	〔平成14年5月13日〕	
余 白	公衆用道路	余 白	:	②平成15年1月20日地目変更	
			:	〔平成15年2月12日〕	

表 題 部	(主である建物の表示)	調製	平成10年7月23日	不動産番号	0306000185789
所在図番号	余 白				
所 在	川口市大字差間字立野橋前 139番地4、140番地7			余 白	
家屋番号	139番4			余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1階 2階	68：37 46：27	昭和45年8月20日新築	
余 白	余 白	余 白	：	昭和63年法務省令第37号附則第2条第	
			：	2項の規定により移記	
			：	平成10年7月23日	

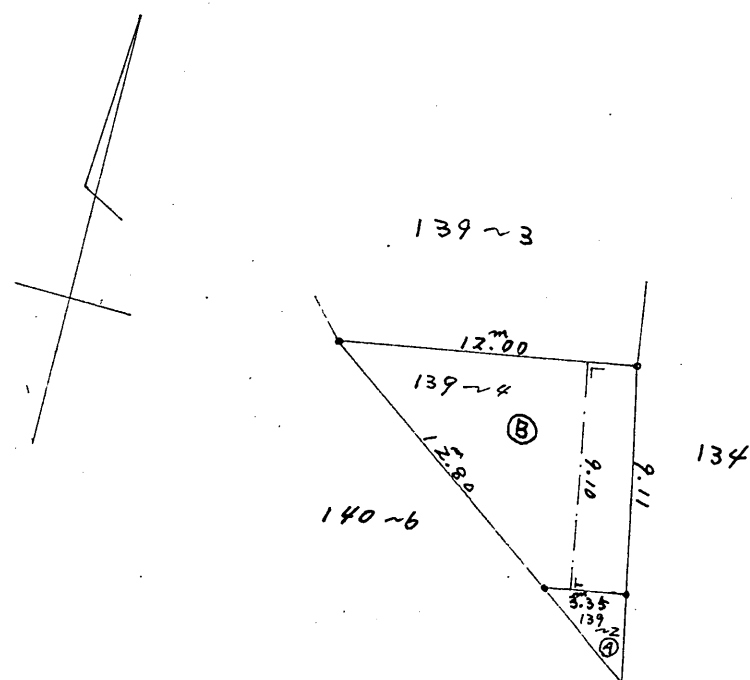
0572046

545, 6.24

地 積 測 量 図

地 番 139~4, -2.

土地の所在 1110市大字差間字立野橋前



求 積

$$139\sim4 \text{ (B)} \quad 9.10 (12.00 + 3.35) / 2 = 69.8425 \text{ m}^2$$

$$139\sim2 \text{ (A)} \quad 74.362 - 69.8425 = 4.5195 \text{ m}^2$$

作 製 年 月 日
昭和四五年 六月 九日

作 製 者

南埼玉郡久喜町大字吉羽吉三番地
土地家屋調査士 厚沢長三

申 請 人

縮 尺 1/300

(埼玉土地家屋調査士会用紙)

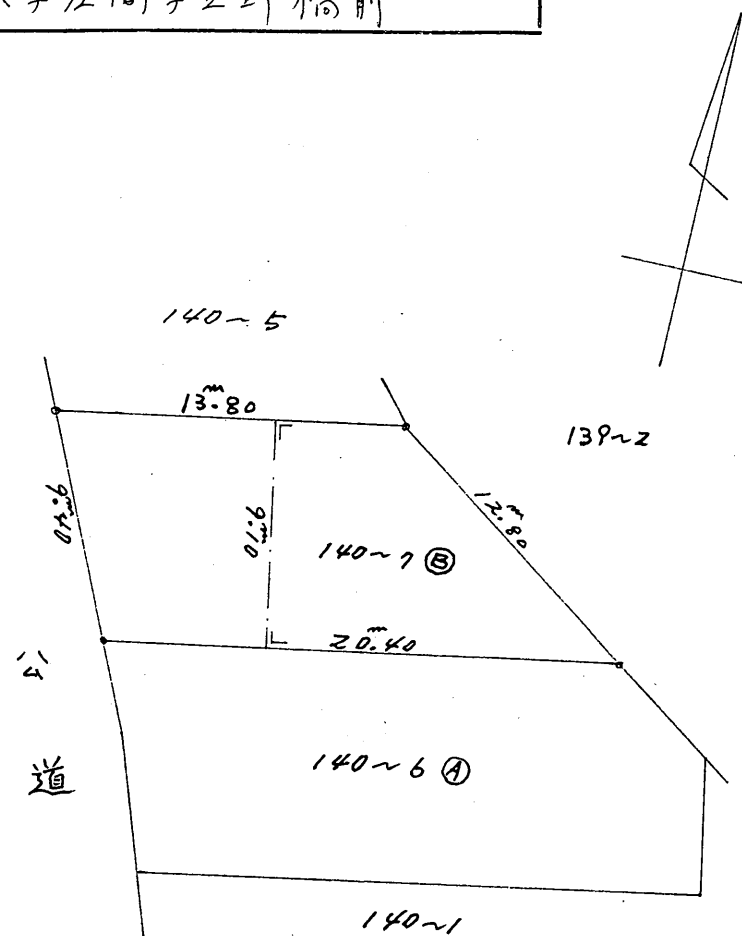
0572050

S 45. 6. 24

地番 140 ~ 7. - 6.

地積測量図

土地の所在 川口市大字差間字立野橋前



求積

$$\begin{aligned} & \underline{140-7(B)} \\ & 9.10 (13.80 + 20.40) / 2 = 155.610 \text{ m}^2 \\ & \underline{140-6(A)} \quad 358.995 - 155.610 = 203.385 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

昭和四五年 六月廿九日

作製年月日

作製者

南埼玉郡久喜町大字吉羽
土地家屋調査士 厚沢長三郎

申請人

縮尺 1/300

(埼玉土地家屋調査士会用紙)

0126774

建築物階平面図

家屋番号

139-4

建物の所在

139番地4
111口市差南字立野橋前140番地7

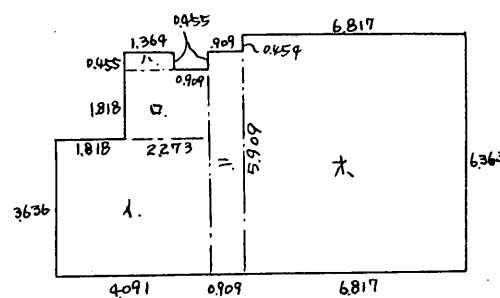
昭和四五年八月廿日

作製年月日

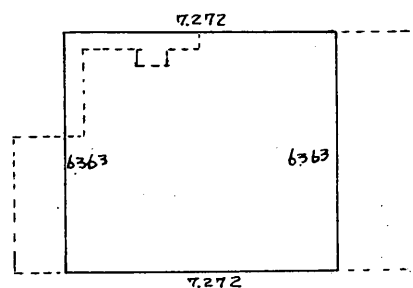
作製者

土地家屋調査士
志賀一弥
東京都板橋区富士見町二番地

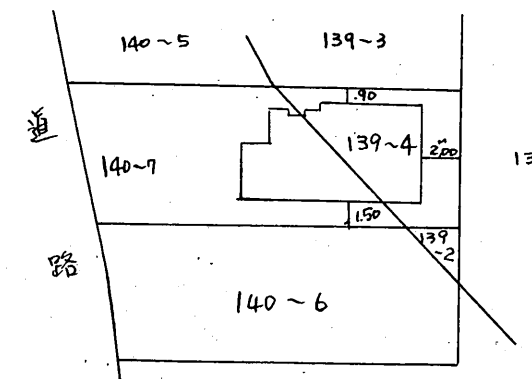
申請人



1階平面図



2階平面図



求 積 表			
1 階		2 階	
1.	4.091 x 3.636 = 14.8748		
2.	2.273 x 1.818 = 4.1323	7.272 x 6.363 = 46.2717	
ハ	1.364 x 0.455 = 0.6206		
ニ	5.909 x 0.909 = 5.3712		
ホ	6.817 x 6.363 = 43.3765		
計	68.3754	計	
床面積	68 m ² 37	床面積	46 m ² 27

縮 尺

1/200

(全国土地家屋調査士用紙)

縮 尺

1/500

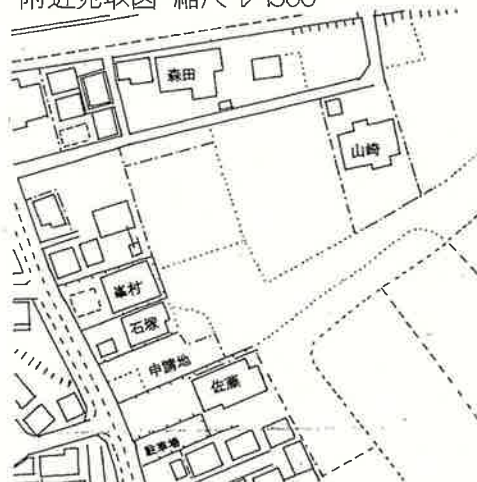
縮 尺	付近見取図	1/1500
	地 籍 図	1/300
	構 造 図	図 示
	公園の写し	1/600

- ## 2、申請に係る道路の幅員、延長及び面積

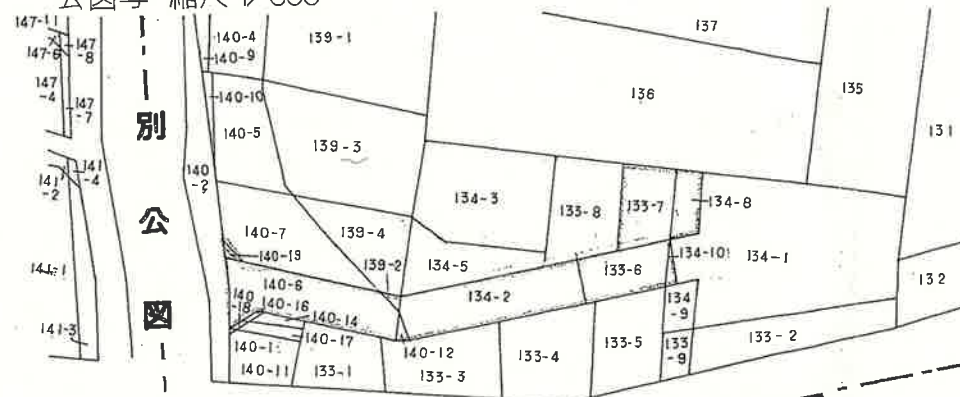
幅員 6.00 メートル・延長 57.06 メートル・面積 350.64 平方メートル

- 3、利用宅地総面積 100.69 平方メートル
(全体 451.33 m²)

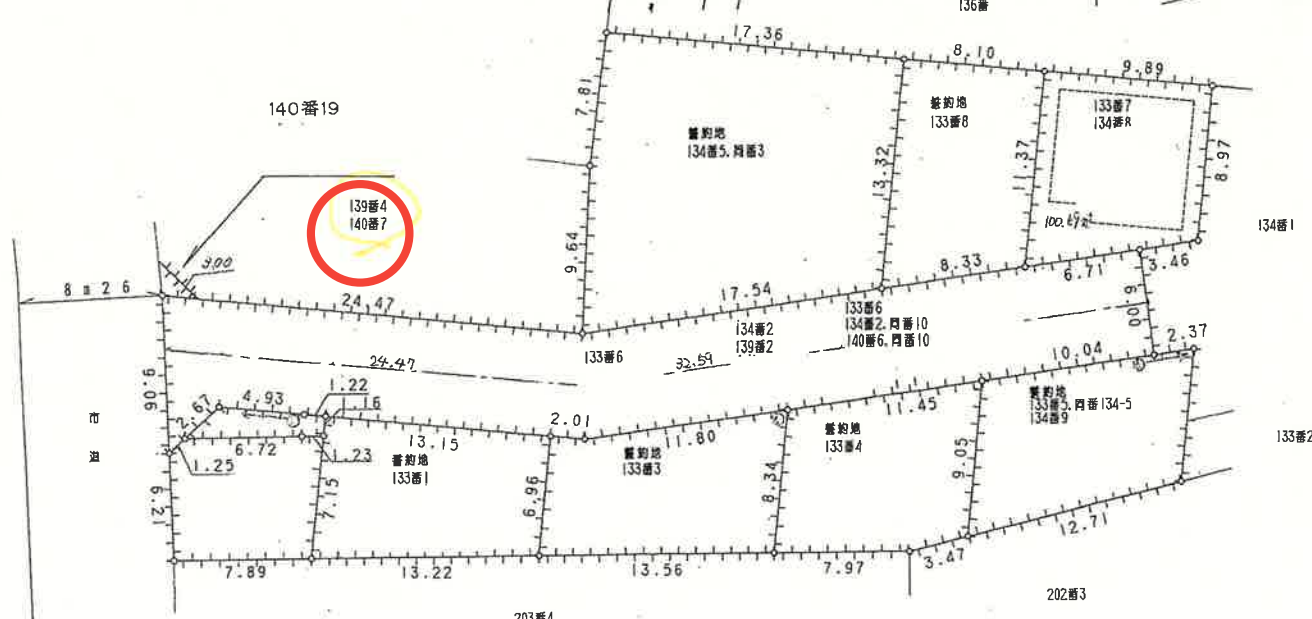
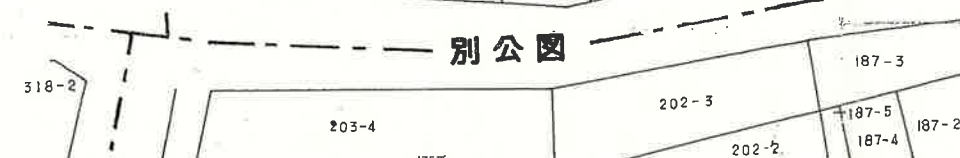
附近見取図 縮尺 1/1500



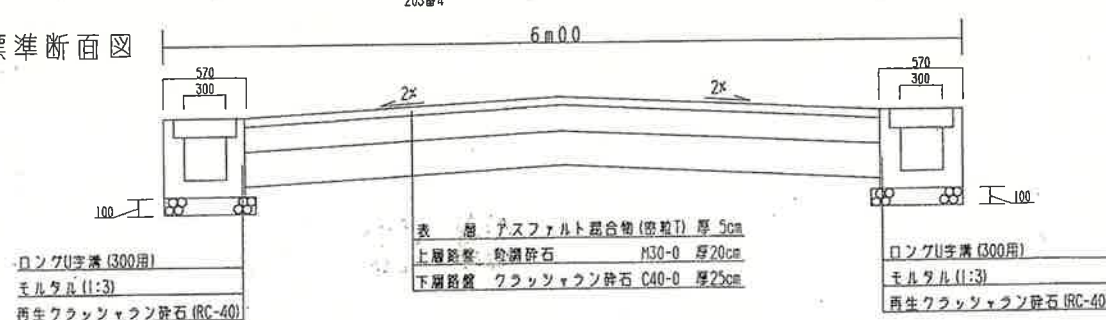
公圖寫 縮尺 1/600



別公國

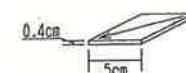


道路標準断面図



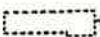
境界標 (金屬標)

縮尺: 1/5



※道路の位置の指定・変更・廃止台帳					
告示年月日	15年2月19日		指定年月日	15年2月19日	
告示番号	第	155	号	第	216
指定 (変更・廃止) を受けようとする者の住所氏					
承 <					

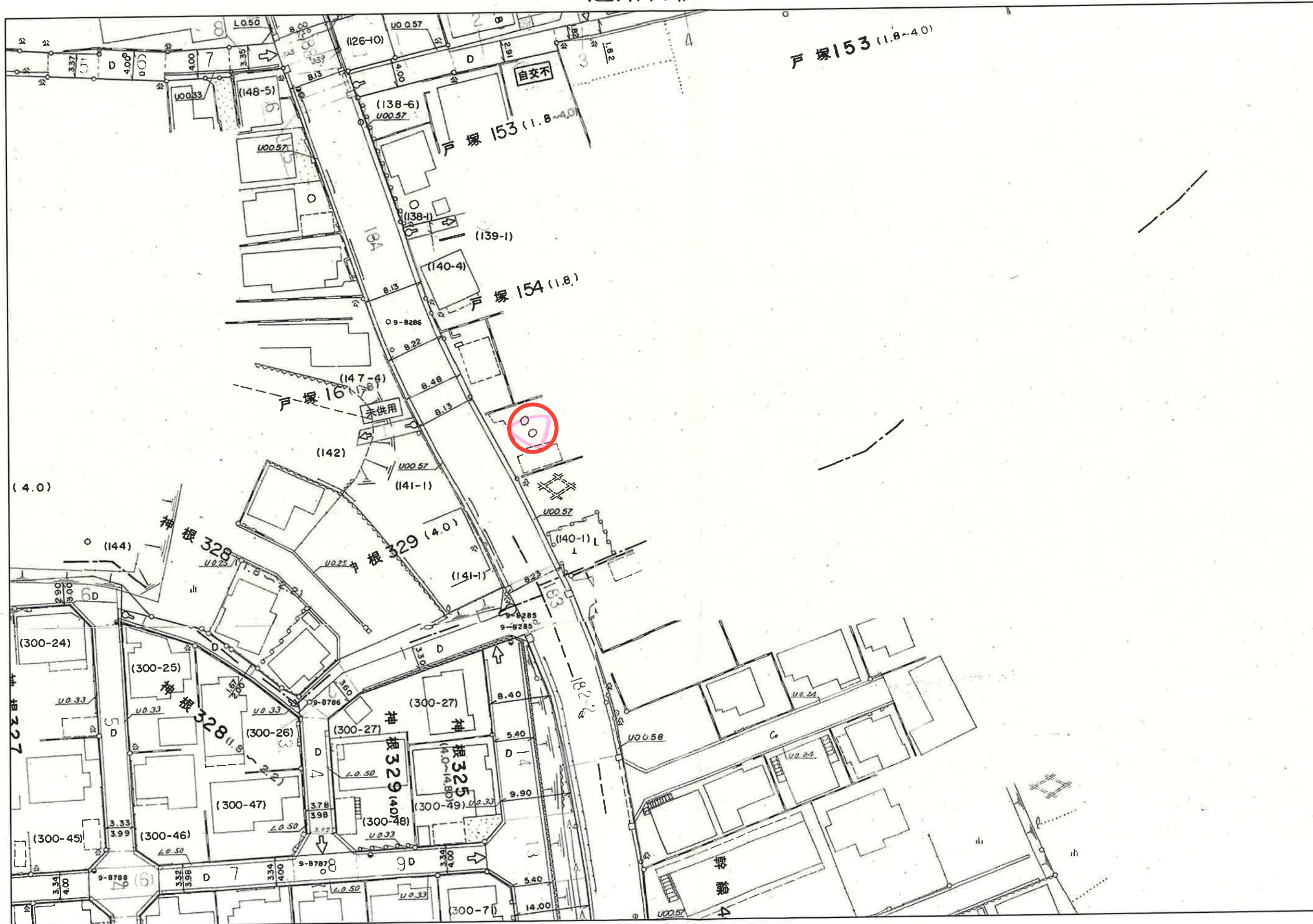
(凡 例)

方	位		郡	界	
道路位置の標識	い		都市計画路線		
へ			既存道路		
(構造を記入のこと)			申請する道路の位置		
主要出入	口		(自動車転回広場を含む。)		
井	戸		指定された道路の位置及び建築線		
生	垣		(指定年月日及び番号を記入のこと。)		
予定建築	物		廃止される道路の位置		
(用途を記入のこと)			予定する道路の位置		
既存建築	物				
(用途を記入のこと)			擁壁		
敷地	界		高圧		
地番	界		が		
市町村	界		水路及び土揚敷		

(注 意)

- (注 意)
1. 承諾書の「権利別」欄には、申請に係る土地（隣接土地を含む。）の所有者、使用者及び建築物又は工作物の所有者若しくはその他の権利者名をそれぞれ記入すること。
2. 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
3. 申請の道路の幅員、延長及び面積の単位は、メートル（少数点以下2位まで）とすること。
4. 付近見取図、地籍図、道路構造図、自動車転回広場の構造図、公園の写し及び土地に高低さがある場合はその断面図を記入すること。
5. 道路及び自動車転回広場の構造図には、側溝等及び路面の構造を記入すること。
6. 付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
7. 隣接境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入すること。
8. ※欄には、記入しないこと。

道路台帳



参考資料
川口市
道路管理課

この図面は、現況図ですので、道路の区域を決定しているものではありません。
また、図面作成以後、現況が変わっているところもありますので、現地を確認してください。

出力: 令和8年9月29日

参考資料

- ・管網図の配水管・給水管等の記載状況は、施工当時の基準で作成された工事図面等に基づいており、詳細情報に乏しく現地の状況と異なる場合があります。
- ・配布窓口においても同様の工事図面等を元に対応しているため、口頭による補足説明を含め、現地の状況と異なった説明になる場合があります。
- ・上記2点に加え、口頭による説明に対する誤認や聞き間違い等により生じた不利益について、川口市では責任を負いかねますのでご了承願います。
- ・給水装置工事にあたっては、事前に試掘等の詳細な現地調査が必要です。なお、調査の際には、川口市の指定給水装置工事事業者にお問い合わせ下さい。



【おことわり】図面交付後、電話やファックスでのお問い合わせにつきましては、調査個所の誤認等の恐れがあるため、お答えしておりません。直接、水道庁舎窓口にお越し下さい。

川口市上下水道局

縮尺 1/500

図面出力年月日 26.09.29

